

指摘の概要	措置内容	措置状況
○ 意見 (1) 専決規程等の規定内容と事務処理について 今回の財務定期監査において、水道局では専決区分を定めている局規程の規定内容と取扱いが異なる等の事例があった。 副市長以下専決規程（以下「市規程」という。）と局規程は各々定められ、規定内容も全て一致する必要はないと考えられるが、全庁的に決裁区分の簡素化が進められており、規定と事務処理が一致していないもの等については、事務効率の観点からも、現行の局規程の内容を確認し、局規程別表第2の備考欄の内容整備、決裁権者の決裁額引き上げなど、必要に応じて見直しを検討されたい。 ア 水道局では、局規程別表第 2 の決裁事項「調達（物件、労力その他）」に E T C カード使用に伴う有料道路料金に係る規定がないため、E T C カード使用に伴う有料道路通行料 486,000 円の支出決議に事業管理者決裁を要する事例 イ 市規程別表第 2 では、決裁事項「振替」の備考欄に「一般会計と企業会計間又は特別会計と企業会計間での負担金及び分担金の収入又は支出を含む」と記載されていることから、市長部局では企業会計との負担金及び分担金の収入又は支出についても課長専決となるが、水道局では、局規程別表第 2 の決裁事項「科目等の振替」の備考欄に一般会計等との負担金・分担金の収入・支出を含む旨の規定がないため、当該決裁の決裁区分が一定していない事例 ウ 水道局では、少額工事制度の拡大に伴う局規程の改正を行っていたが、100 万円を超える少額工事（250 万円以下）の契約決議には、なお部長（第 1 類事業所では局長）の決裁を要する事例（総務課）	水道局副局長等専決規程を以下のとおり見直し、市規程と統一することで事務効率を向上させる。 アについては、E T C カード使用に伴う有料道路料金に係る規定を追加した。（平成 31 年 4 月 1 日付） イについては、一般会計等との負担金・分担金の収入・支出を含む旨の規程を追加した。（令和 2 年 4 月 1 日付） ウについては、課長級の専決金額を 100 万円以下から 250 万円以下に改正した。（平成 31 年 4 月 1 日付）	措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 ア 内部統制上のルールの妥当性関連 (7) 旅費の取扱いについて 職員に対して支給する給料，手当及び旅費は，額並びに支給方法は条例で定めなければならないとされており（地方自治法第 204 条第 3 項），市では旅費の支給について旅費条例を定めている。旅費条例は職員に対して条例第 3 条第 4 項に基づき，法令又は他の条例に特別の定がある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合も旅費を支給するとしている。本市は旅費条例の運用を具体化するため旅費条例等運用方針を定めているが，条例第 3 条第 4 項の「その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合」とは「防災指令規程第 10 条 1 項及び 3 項に該当する場合とする。」としている。平成 30 年度第 1 期の財務定期監査では，消防局が職員に支給する非常時の通勤経費について旅費条例等運用方針に位置付けがなかったことから，これに位置付けて旅費条例に基づくものであることを明確にされたい旨報告している。消防局の事例に限らず，庁内には防災指令以外にも夜間の道路，下水道，河川，砂防の事故に伴う場合など通常交通のない時間帯で非常招集体制をとる場合がある。こうした非常招集時にも出務が確保できるよう旅費条例等運用方針の見直しを検討されたい。	旅費条例及び旅費条例施行細則の改正を行い、交通遮断時等の通勤に係る費用の支給について規定した。（条例：令和 2 年 3 月 31 日公布神戸市条例第 54 号、施行細則：令和 2 年 3 月 31 日公布神戸市規則第 72 号） これにより、非常時の招集等にかかる通勤費用については、改正旅費条例第 3 条第 4 項及び改正旅費条例施行細則第 2 条の規定に基づき支給する。 （行財政局組織制度課）	措置済